

議員提出議案第5号

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び鳥取市議会会議規則（昭和43年鳥取市議会告示第1号）第14条第1項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成30年6月25日提出

提出者	鳥取市議会議員	寺坂寛夫
	〃	平野真理子
	〃	勝田鮮二
	〃	前田伸一
	〃	吉野恭介
	〃	魚崎勇
	〃	橋尾泰博
	〃	山田延孝
	〃	上杉栄一

鳥取市議会議長 下村佳弘様

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和 23 年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成 8 年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らは約 25,000 人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは 16,475 人と報告されている。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題がある。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきである。

記

1. 国は、旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査に当たり、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。あわせて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
2. 旧法改正から 20 年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 6 月 25 日

鳥取市議会議長 下村佳弘

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
厚生労働大臣
内閣官房長官